

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画の概要

I 策定の趣旨

- ・平成29年3月「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行
- ・建設業の役割の重要性や労働災害の発生状況等から、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって建設業の健全な発展に資するとしている
- ・都道府県は国が策定した基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める
※国では「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を平成29年6月に策定

II 本道における建設業と建設工事従事者を取り巻く現状や課題

- ・建設業における労働災害の死傷者の3割が墜落・転落。死亡事故の6割は50歳以上
- ・建設業就労者の半数が50歳以上。29歳以下は1割
- ・労務単価は上昇傾向だが、平均月収は全国平均を下回り、労働時間は全国平均を上回る
- ・本道は冬期の積雪や凍結によって、工事の品質や工程管理などに配慮が必要

III 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画（素案の概要）

基本方針に沿って、総合的かつ計画的に講ずべき施策とその推進に必要な事項を定める

1 基本的な方針

- (1) 適正な請負代金の額、工期等の設定（安全衛生経費や適切な工期の確保）
- (2) 設計、施工等の各段階における適切な措置（安全及び健康の確保に向けた適切な措置）
- (3) 安全及び健康に関する意識の向上（安全及び健康を最優先に考える気風の醸成）
- (4) 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上（労働環境の整備）

2 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- (1) 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - ・経費の適切な積算と下請まで支払、冬期施工や休日等を考慮した工期設定など
- (2) 責任体制の明確化
 - ・元請負人と下請負人の対等な関係に基づく適正な契約締結と役割の明確化
- (3) 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - ・建設業者間の連携による安全及び健康促進、一人親方等の安全及び健康の確保など
- (4) 建設工事の現場の安全性の点検等
 - ・建設業者の自主的な取組や生産性向上の促進など
- (5) 安全及び健康に関する意識の啓発
 - ・安全衛生教育と意識啓発の自主的な取組の促進など

3 施策を推進するために必要な事項

- (1) 建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上を図る
 - ・社会保険等の加入の徹底
 - ・建設キャリアアップシステムの活用推進
 - ・働き方改革の推進（適切な工期の設定など）、適切な賃金水準の確保 など
- (2) 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
 - ・労働安全衛生法令の遵守徹底（冬期施工への配慮） など

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画

平成31年3月

目次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備・・・・・・・・・・ 3
- 2 一人親方等への対処の必要性・・・・・・・・・・ 3
- 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保・・・・・・・・・・ 3

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

- 1 適正な請負代金の額、工期等の設定・・・・・・・・・・ 4
- 2 設計、施工等の各段階における措置・・・・・・・・・・ 4
- 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上・・・・・・・・・・ 5
- 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上・・・・・・・・・・ 5

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定・・・・・・・・・・ 6
- 2 責任体制の明確化・・・・・・・・・・ 6
- 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 建設業者間の連携の促進・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底・・・・・・・・・・ 7
- 4 建設工事の現場の安全性の点検等・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進・・・・・・・・・・ 8
- 5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進・・・・・・・・・・ 8

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために
必要な事項

1	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	9
(1)	社会保険等の加入の徹底	9
(2)	建設キャリアアップシステムの活用推進	9
(3)	「働き方改革」の推進	10
2	墜落・転落災害の防止対策の充実強化	10
(1)	労働安全衛生法令の遵守徹底等	10
(2)	墜落・転落災害防止対策の充実強化	10
3	北海道計画の推進体制	11
(1)	関係者における連携、協力体制の強化	11
(2)	調査・研究の充実	11
4	施策の推進状況の点検と計画の見直し	11

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

- ・ 本道の建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあり、死亡者数は昭和42年に最も多い166人であったが、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動等により、平成29年には23人まで減少している。しかし、未だに多くの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて、一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・ 一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による取組を促進していくことが重要であるが、そのためには、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められていること、また、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。
- ・ 積雪寒冷地である本道では、冬期の積雪や凍結など厳しい自然環境の中、工事の品質や工程管理に留意しなければならないなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保においても、特段の配慮が必要となっている。

2 一人親方等への対処の必要性

- ・ 一人親方等は労働安全衛生法上の労働者に当たらないため、同法の直接の保護対象となっていないが、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同様な作業に従事しており、道内でも一人親方等の死亡事故が発生している。
- ・ その業務の実情や災害の発生状況等からみて、一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

- ・ 本道の建設業においては、近年、建設労働者の賃金水準は上昇傾向にあり、平成28年には道内全産業の平均月収を上回ったものの、全国の建設業と比較すると、全国平均を下回っている。

また、他産業では一般的となっている週休二日制の導入や長時間労働の改善などの対応が遅れており、本道の建設労働者の労働時間は全国平均を上回る状況にある。

本道においても建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

- ・ 不当に低い請負代金や不当に短い工期による請負契約は、受注者に工事の施工方法や工程等について、技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、積雪寒冷地である本道の施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。

- ・ 労働安全衛生法は建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。

当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

- ・ 工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等を考慮した上で、工事を施工するための日数を適切に設定するとともに、早期発注や余裕ある工期の設定に努めるなど、施工時期等の平準化にも努めることが必要である。

2 設計、施工等の各段階における措置

- ・ 建設工事は屋外での施工が多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。また、特に本道においては、冬期間の気象の影響を大きく受ける。そのため、設計段階において建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

- ・ 施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により、漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に

基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性の評価（以下「リスクアセスメント」という。）をして、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要である。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

- 元請負人と下請負人の安全及び健康に関する意識が低いと、請負代金や工期の制約などから、作業の効率性や迅速性が優先され、適切な作業手順を踏まない「不安全行動」を誘発する恐れがある。

そのため、建設業者や建設工事従事者に対し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識を高める教育の実施や、建設業界全体として、建設工事従事者の安全及び健康の確保を最優先する気風や気質をさらに醸成させていくことが必要である。

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくことが必要である。

そのためには、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働是正等の働き方改革の推進等により、処遇の改善や地位の向上を図ることが必要である。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

安全衛生経費が適切かつ明確に積算され、下請負人まで確実に支払われるよう、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。

- 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じて、法令遵守の徹底を図る。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

- ・ 週休二日の実現や労働時間の削減に向けては、請負契約において休日等の確保や冬期施工を考慮した適切な工期が定められること、また、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切な工期延長を行うなどの必要な環境の整備に努める。
- ・ 一時期に工事が過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の積極的な活用等により、施工時期の平準化など計画的な発注に努める。

2 責任体制の明確化

- ・ 建設工事の適正な施工のためには、元請負人と下請負人が請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。

このため、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、立入検査や安全パトロール等の実施のほか、建設業法令遵守ガイドラインの周知を行うとともに、法令遵守の徹底を図る。

- ・ 下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずることができるよう、国等が行う安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援について、周知を行う。

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

- ・ 建設現場における作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、立入検査や安全パトロール等を通じて法令遵守の徹底を図るとともに、建設業者団体等へ安全衛生管理に関する法令遵守の徹底を要請する。

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・ 一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、業務中の災害の再発防止に向け、関係機関や建設業者団体が行う対策の周知に努めるとともに、一層の取組を建設業者団体などへ要請する。

- 一人親方等に関しては、労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する建設業者においては、一人親方等の安全及び健康への配慮の促進が図られるよう、また一人親方等においては、その業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等が図られるよう、関係機関や建設業者団体が実施する講習会や研修会、専門家の派遣などの取組の周知に努める。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

- 一人親方については、労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

建設現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう建設業者等に周知をするとともに、労災保険の特別加入制度の一層の周知を図る。

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

- 建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。

このため、国において行われるリスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析や建設業者等による安全衛生活動の取組の公開等を通じて、建設業者の活動に対する支援が効果的に実施されるとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組などを促進する。

- 安全性の点検等に関する建設業者等の自主的な研修会、講習会等、点検・パトロール実施者の能力向上、労働安全・衛生コンサルタント等の十分な知識経験を有する者の活用など、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等の促進について、建設業者等へ要請を行うなど、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組の一層の促進を図る。

- これらの取組に当たっては、本計画を広く周知し、道民の関心と理解を深め、安全衛生対策やその効果等の「見える化」を推進することが重要である。

- (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、国等において行われる建築物等の設計に係る先行事例の普及について、建設業者等に周知されることが重要である。
 - ・ ICTの活用により、重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。
 - ・ 安全な工事施工に向け国が策定した各種ガイドラインや公共工事のみならず民間工事においても新技術が活用できるよう、国の「公共工事等における新技術活用システム」について、関係機関や建設業者団体と連携し、一層の普及に努め、新技術の効果的な活用を促進する。
 - ・ この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など、関係機関や建設業者団体による対策の周知とともに、高齢者が働きやすい作業環境の改善について、一層の取組を建設業者団体に要請する。

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

- ・ 労働安全衛生法で定められた法定教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育の促進について、建設業者等に要請していく。
- ・ 災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育の支援に向け、関係機関や建設業者団体が実施する講習会や研修会、専門家の派遣などの取組について、周知に努める。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

- ・ 建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、関係機関や建設業者団体などが行う建設業者等が各建設工事の現場で実

施している安全衛生活動の取組や災害対応事例などの情報発信を通じ、建設業者等や建設工事従事者の意識啓発を図る。

・ 工事の施工が優秀であり、安全衛生への配慮も踏まえた建設業者への表彰等を通じて、関係者の意識と安全衛生水準の向上を図る。

・ 建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

・ 社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度から建設業許可更新時の加入の確認及び指導や公共工事における未加入業者の排除等、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者や建設工事従事者が存在するため、関係機関や建設業者団体と連携し、引き続き、法定福利費の内訳を明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の周知を図る。

・ 契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者や建設工事従事者に対し周知を図る。

・ 未加入対策を行う際には、社会保険の適用が除外されている場合において、元請負人等により誤った加入指導が行われないよう、関係機関と連携し周知を図る。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

・ 建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者が経験や技能に応じた適正な評価や処遇が受けられるよう、建設キャリアアップシステムの普及啓発に努める。

(3) 「働き方改革」の推進

- ・ 総労働時間が長く、休みが取れないことや賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害や離職理由の一つとなっている。

このため、国の「働き方改革実行計画」及び道の「北海道働き方改革推進方策」や「北海道建設産業支援プラン2018」などを踏まえ、関係機関や建設業者団体と連携し、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進め、労働環境の改善を図る。

- ・ 過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等、心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等について、関係機関や建設業者団体が行う取組や制度の周知に努める。

2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

- ・ 本道の建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、過去5カ年の労働災害においても死亡事故の3割を墜落・転落が占めている。

このため墜落・転落災害の減少に向け、関係機関や建設業者団体と連携し、国等が行う立入検査や安全パトロール等により、労働安全衛生規則に基づく措置について周知に努めるなど、遵守徹底を図る。

- ・ 足場からの墜落・転落災害の防止については、国の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている労働安全衛生規則に合わせて実施することが望ましい「より安全な措置」等の周知を図るなど、関係機関や建設業者団体と連携し、その普及促進に努めるとともに、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。

- ・ 本道は冬期の積雪寒冷により、雪下ろし作業中の転落や路面凍結による交通事故など冬季特有の労働災害が多く発生する傾向にあるため、関係機関や建設業者団体と連携して注意を促し、災害発生リスクの低減に努める。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

- ・ 公共工事のみならず全ての建設工事について、建設工事従事者の安全及び健康の確

保を図ることが重要であることから、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。

3 北海道計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保については、関係機関や建設業者団体等で構成する「建設業等における構造改善推進懇談会」などを通じて、情報共有や連携を図りながら、計画の推進を図る。

(2) 調査・研究の充実

- ・ 国から提供される災害防止に関する諸外国の知見や施策について、建設業者団体等に情報提供を行い周知に努める。

4 施策の推進状況の点検と計画の見直し

- ・ 本計画に定める施策については、国の基本計画に変更があった場合や、その他の事由により、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。